

羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業 「事前エントリー事業者」募集要領

《エントリー受付開始日》
平成30年11月 1日から

三田ヶ谷地区農地活用推進委員会
埼玉県羽生市

埼玉県羽生市は、利根川沿いの肥沃な土壌に恵まれ、古くから稲作を中心とした農業が盛んです。しかし近年、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足などによって農地の減少も目立っていることから、農地の保全や活用は重要な課題となっています。

そこで市では、これらの農業を取り巻く厳しい状況を打開するための1つのモデルとして、収益性の拡大や企業等の参入による大規模な農業団地経営など、新たな時代にふさわしい“儲かる農業”を目指した農業振興を推進し、交流人口の拡大や担い手の育成を図っていくための拠点形成を目指し『羽生市観光農園等基本構想』を策定しました。

羽生水郷公園南側に位置する本構想エリアは、観光施設が集積していることに加え、羽生インターチェンジに近接し大消費地である首都圏への交通アクセスに非常に優れています。

この恵まれた生産条件を生かし、観光農園の経営や高収益作物の生産などにおいて、農業参入を希望される民間事業者様（事前エントリー企業等）を募集いたします。

ご応募いただいた民間事業者様との意見交換及び調整を通じて、参入事業者を決定することにより、参入事業者様のニーズにより一層沿えるように、地権者調整等を実施（オーダーメイド方式）し、できるだけ早期に営農開始できるよう取り組んでまいります。

1 羽生市観光農園等基本構想計画地の概要

- (1) 所在地 : 羽生市三田ヶ谷地区（埼玉県立羽生水郷公園南側）※4ページ参照
- (2) 交通アクセス : 東北自動車道 羽生インターチェンジから約2km（約5分）
- (3) 区域区分 : 市街化調整区域（農業振興地域/農用地区域）
- (4) 全体面積 : 約24ha（予定）
- (5) 賃借開始時期 : 平成31年度から順次（予定）

2 「事前エントリー事業者」募集の概要

(1) 申込み受付開始日

- ・市内事業者 平成30年11月1日（木）から
- ・市外事業者 平成30年12月3日（月）から

計画地（約24ha）の参入事業者が決定し次第、募集を締め切ります。（先着順ではありません。）

※市内事業者・・・羽生市在住の個人事業主及び羽生市内に本店又は支店（営業所）を有する者、または羽生市内で既に営農を行っている経営体

「羽生市観光農園等基本構想」及び本募集要領は羽生市ホームページからダウンロードできます。

(2) 受付場所（窓口）

埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市役所 農政課 農業政策係 担当 西村・高田
連絡先 電話：048-561-1121（内線285） E-mail：nousei@city.hanyu.lg.jp

午前9時から午後5時まで（土・日及び祝日を除く。）

受付期間内に申込書を直接お持ちになるか、郵便でお送りください。（当日消印有効）

(3) 募集対象事業者（意見交換を行う事業者様の要件）

「羽生市観光農園等基本構想」の主旨を十分にご理解のうえ、畑作営農を行う意向のある事業者。ただし先行区域A地区（5ページ参照）については、いちご狩りをメインとした観光農園等を営む意向のある事業者

(4) 応募に必要な書類

羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業 事前エントリー事業者 選定申込書（様式1）

- ・事業の種類
- ・業務内容
- ・設備投資額
- ・雇用人数・地元雇用人数（正社員・パートの各人員）など

(5) 意見交換の際に提出していただく書類

- ①会社の定款（個人の場合は不要）
- ②商業登記簿謄本（個人の場合は身分（身元）証明書）
- ③直近2年間の決算報告書
 - ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書
 - ・個人事業者にあつては、所得税の確定申告書の写し
- ④直近の納税証明（その3、その3の2又はその3の3）
 - ・消費税及び地方消費税に係る「未納の税額なしの証明書」
 - ・個人事業主にあつては、所得税の納税証明書
 - ・市内事業者にあつては、羽生市税務課が発行する市民税納税証明書
- ⑤配置計画図（土地利用計画図）
- ⑥会社概要、会社案内パンフレット等（個人の場合は不要）
- ⑦役員等の届出書（個人の場合は不要）
- ⑧その他事前エントリー事業者の選定審査に関して羽生市が必要と認める書類

(6) 事前エントリー事業者の決定（選定する事業者様の基本的要件）

事業計画の聴取や農業・観光にかかる意見交換を実施した後に、細部にわたる調整を実施し、審査の上、営農内容や条件など合意した時点で、事前エントリー事業者として決定させていただきます。

- ① 計画地において、「羽生市観光農園等基本構想」の主旨を十分にご理解のうえ、畑作営農を行う意向のあるもの（先行区域A地区についてはいちご狩りをメインとした観光農園等を営む意向のあるもの）
- ② 観光農園等の生産・加工施設建設及び経営に必要な資力及び信用を有し、長期間に渡って農地を借り、営農できるもの
- ③ エリア内の参入事業者との連携に協力的であるもの
- ④ 市内住民の雇用に積極的に努め、地域経済の発展に貢献するもの
- ⑤ 関係法令を順守するもの
- ⑥ 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいないもの（個人事業主の場合は本人）
- ⑦ 納付すべき税の滞納がないもの

3 事前エントリー申込み後の流れ等（予定）

（１）「事前エントリー希望事業者」の登録

事前エントリーの申込みをいただいた事業者様については、受付後、羽生市において申込書類を確認します。

募集対象事業者である場合には、事前エントリー希望事業者として登録した旨をお知らせします。募集対象事業者でない場合は登録できませんので、その旨をお知らせします。

（２）登録事業者様との意見交換等

事業者様と羽生市及び三田ヶ谷地区農地活用推進委員会との間で意見交換を行います。（エントリー希望事業者として順次登録を行い、ヒアリング及び意見交換を行います。）

また、必要に応じて事業者視察をさせていただきます。

（３）「事前エントリー事業者」の決定

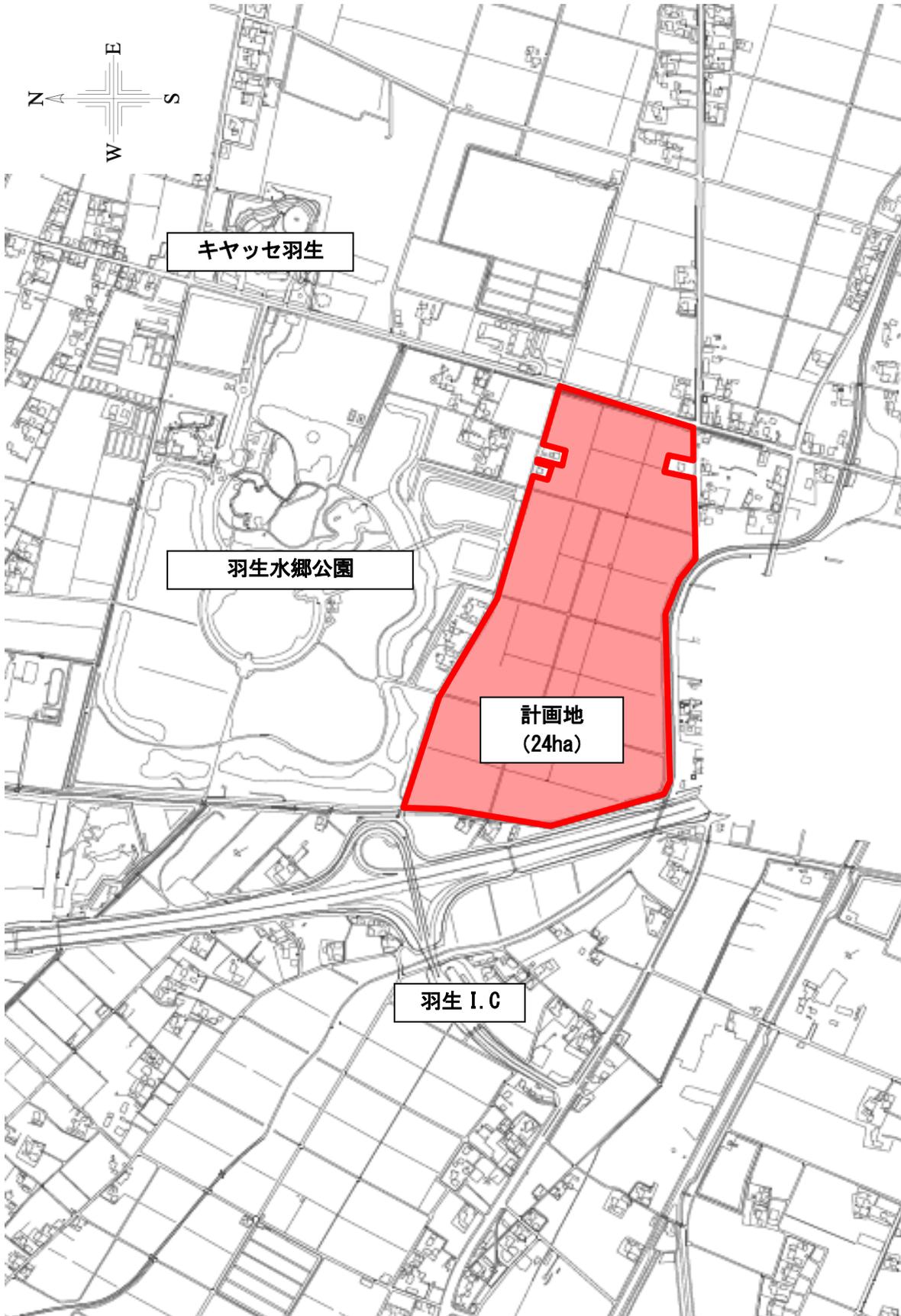
意見交換の後に、事業者様と細部にわたる調整を実施し、審査の上、営農内容や条件など合意した時点で、事業者様を事前エントリー事業者として決定させていただき、その旨をお知らせします。決定とならなかった事業者様には、その旨をお知らせいたします。

（４）その他

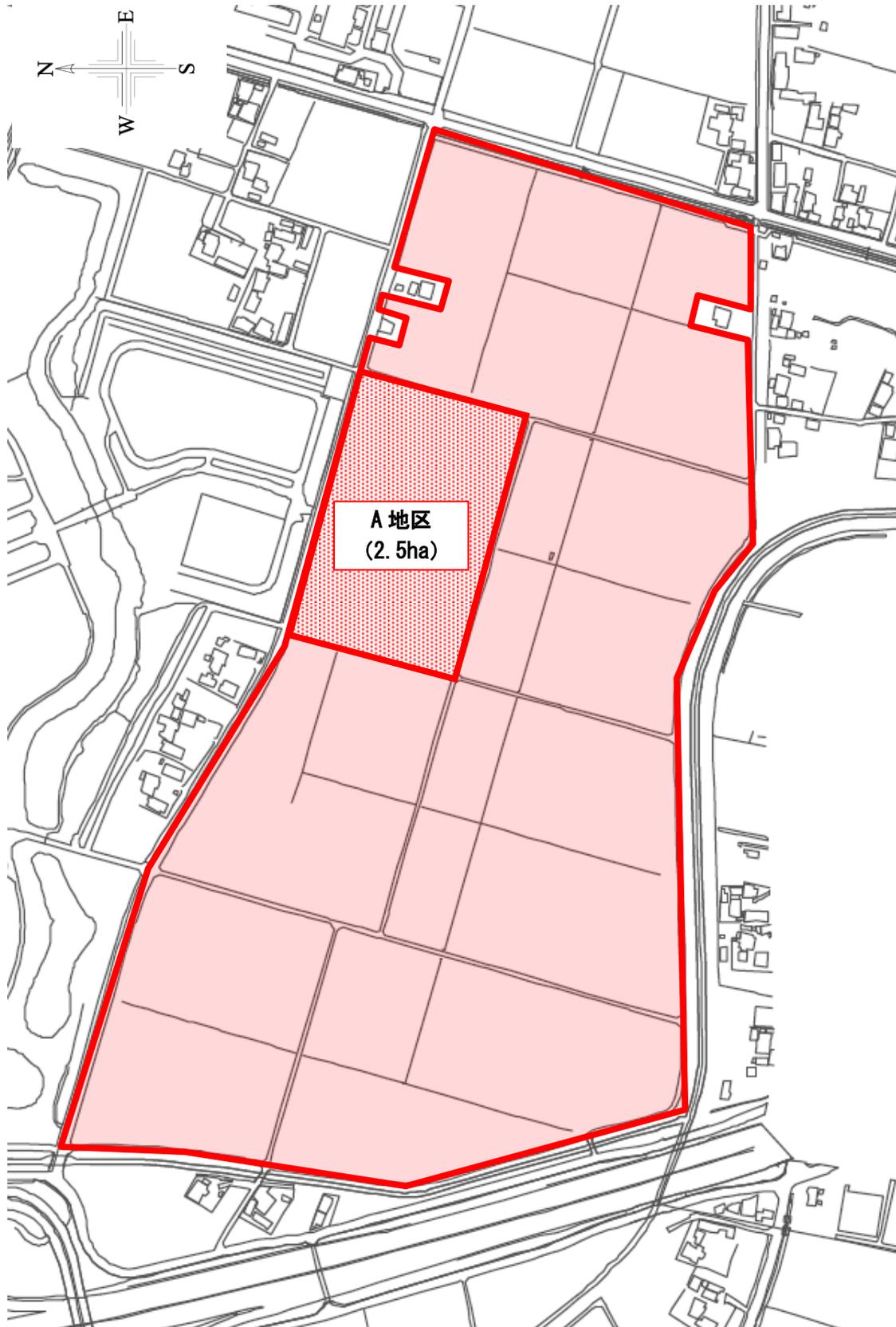
事前エントリー事業者様の利用計画に基づき、農地改良（畑地化）に着手し、中間管理事業を活用した農地の利用権を設定させていただきます。

畑地化後、事業者様により施設やほ場の整備などを実施（それに係る期間については、地代の負担が生じます。）していただき、利用計画に基づき、営農を開始していただきます。

計画全体図



先行区域 A 地区



様式 1

申込日 平成 年 月 日

(宛先)

羽生市長 様

三田ヶ谷地区農地活用推進委員会委員長 様

住 所
商 号
代表者名
電 話

印

羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業 事前エントリー事業者 選定申込書

羽生市三田ヶ谷地区での農業参入について検討しており、「羽生市観光農園等基本構想」及び「羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業「事前エントリー事業者」募集要領」の内容を承知したうえで、次のとおり事前エントリー事業者の選定を申し込みます。

(1) 計画地の利用計画

- ・生産作物の種類 _____
- ・業務内容 _____
- ・営農面積 _____ m² (うち施設等) _____ m²
- ・初期投資額 _____ 千円 (うち施設等) _____ 千円
- ・業務従事者数 _____ 人
- ・うち新規雇用人数 (正社員) _____ 人 (パート) _____ 人
- ・うち地元雇用 (正社員) _____ 人 (パート) _____ 人

※現時点でお考えの範囲でお書きください。未定の場合は「未定」とご記入ください。

(2) 必要書類 予定施設の計画図面や配置図等があれば添付してください。(ラフな図面でも可)

(3) 担当者連絡先

部署名		担当者	
電話		FAX	
メール			

受付印

様式 1

申込日 平成30年12月14日

(宛先)

羽生市長 様

三田ヶ谷地区農地活用推進委員会委員長 様

住 所 埼玉県羽生市東6丁目15番地

商 号 羽生〇〇〇〇株式会社

代表者名 羽生 太郎

Ⓜ

電 話 048-561-1121

羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業 事前エントリー事業者 選定申込書

羽生市三田ヶ谷地区での農業参入について検討しており、「羽生市観光農園等基本構想」及び「羽生市三田ヶ谷地区農地活用事業「事前エントリー事業者」募集要領」の内容を承知したうえで、次のとおり事前エントリー事業者の選定を申し込みます。

(1) 計画地の利用計画

・生産作物の種類	トマト 白菜 キャベツ 等		
・業務内容	生産販売、加工（ジュース、ジャム）		
・営農面積	20,000	m ² （うち施設等）	6,000 m ²
・初期投資額	36,000	千円（うち施設等）	36,000 千円
・業務従事者数	25	人	
・うち新規雇用人数	(正社員)	2 人	(パート) 20 人
・うち地元雇用	(正社員)	2 人	(パート) 20 人

※現時点でお考えの範囲でお書きください。未定の場合は「未定」とご記入ください。

(2) 必要書類 予定施設の計画図面や配置図等があれば添付してください。(ラフな図面でも可)

(3) 担当者連絡先

部署名	農業園芸部	担当者	羽生 花子
電話	048-561-1121	FAX	048-561-6380
メール	〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp		

受付印